

第8節 家庭 / 技術・家庭

1 これまでの課題（小中一貫教育要領に基づく実践から見られた課題）

- 指導上の課題
 - ・ 指導者によって「基礎的・基本的な知識及び技能」の捉え方に違いがあり、第7学年での知識・技能の習得状況に差があること。
 - ・ 学んだ知識や技術を日常の生活の中で用いたり、活用したりするための手だてが不十分であること。
 - ・ 実習をグループで行う際、作業を分担してしまうことが多く、すべての作業を経験させることが十分にできていないこと。
 - ・ 体験的に学びを深化させ、知識や技能を定着させるために繰り返し指導する時間の確保が十分にできていないこと。
 - ・ 消費生活に関する授業では、日々新しいサービスや社会問題が生まれ、教科書等の教材に掲載されている情報が最新のものではなくなること。
- 児童・生徒の実態から見られた課題
 - ・ 技術分野が難しい、役立っていないと考える生徒が5割以上おり、日常的な生活体験と結び付けて予測したり考えたりすることに苦手意識をもっていること。
 - ・ それぞれの家庭環境や家族の捉え方が多様化しており、家庭の機能に差があることで家庭生活への関わり方と関わることへの意識の個人差が大きいこと。
 - ・ 日常的にインターネットに触れたり利用したりする機会が多く、人権や知的財産の保護に対する規範意識が低いこと。

2 課題を克服するための視点

これらの課題を克服するためには、家族や家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加え、グローバル化や少子高齢化の進展、接続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することや、技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができる資質・能力の育成を目指していく必要がある。そのためには指導者が共通意識をもって系統的な指導を行うことが重要である。そこで、次の点を重視する。

[技術分野]

- これまで開発された生活や社会で利用されてきた技術について、その仕組みと関係する科学的な原理・法則を理解させるとともに、それらに係る技能を習得させる。
- 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想して具現化させたり、自らの問題解決を振り返ったりさせたりするといった技術による問題の解決を経験させる。
- 技術の評価、選択、管理・運用、改良、応用に関する実践的・体験的な活動を通して技術についての理解を深められるようにし、技術によって課題を解決できる力と適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする態度を育成する。
- 家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承、持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、考察すること。

〔家庭分野〕

- 家族や地域の人々との関わり，協力しようとする態度，生活を楽しもうとする態度，日本文化を大切にしようとする態度などを実践的な態度と捉える。
- 生活を営む上で必要な「A家族・家庭生活」，「B衣食住の生活」，「C消費生活・環境」の三つの内容について，理論のみの学習に終わることなく，調理，製作などの実習や，観察・実験，見学，調査・研究などの実践的・体験的な活動を通して学習することにより，習得した知識と技能を児童・生徒自らの生活に生かすことを重視する。
- 「知識及び技能」を習得するに当たっては，実践的・体験的な活動を重視した学習を通して，生徒一人一人のよさや個性を生かしながら身に付けるようにする。
- 自分の生活経験と関連付けて課題を設定し，解決の見通しをもって計画を立て，調理や製作等の実習，調査，交流活動等を通して課題の解決に向けて実践した結果を振り返り，実践活動を評価・改善する力を育成する。家庭や地域での実践についても一連の学習活動として位置付ける。

3 具体的な手だて

- 5年間を通して育成を目指す資質・能力の系統性を踏まえて指導計画を作成する。
- 他教科等との関連を考慮し，連携できる題材については指導時期，指導時数及び取り扱い方を検討し，効果的な学習計画を立てる。
- 品川コミュニティ・スクールを活用し，専門機関や地域施設との連携について積極的に探り，地域社会とのつながりをもつとともに，実践の場を広げる。
- 基礎的・基本的な知識・技能は，個別の事実に知識だけでなく，実践的・体験的な活動を重視した学習を通して身に付けられるよう，指導する。
- 学んだことを生活に生かせるように，児童・生徒の日常生活に関連付けた題材と教材を開発し，家庭と連携しながら指導できるよう，家庭への周知・啓発を積極的に行う。
- 小学校・義務教育学校（前期課程）におけるプログラミング教育の成果を生かし，発展させるという視点から，従前からの計測・制御に加えて，ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングについても取り上げ，指導する。加えて，情報セキュリティについても，市民科学習と効果的に関連させて充実した指導を行う。

第1 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，生活や技術に関する実践的・体験的活動を通して，よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて，生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，実践を評価・改善し，表現するなど，課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて，生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

第2 各学年・各分野の目標及び内容

〔家庭分野〕

1 目 標

	第5学年及び第6学年	第7学年，第8学年及び第9学年
	生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して，生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識及び技能	(1) 家族や家庭，衣食住，消費や環境などについて，日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。	(1) 家族・家庭の機能についての理解を深め，家族・家庭，衣食住，消費や環境などについて，生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。
思考力，判断力，表現力等	(2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し，様々な解決方法を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。	(2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，実践を評価・改善し，考察したことを論理的に表現するなど，これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
学びに向かう力・人間性等	(3) 家庭生活を大切にすることを育み，家族や地域の人々との関わりを考え，家族の一員として，生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。	(3) 自分と家族，家庭生活と地域との関わりを考え，家族や地域の人々と協働し，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

2 内容

A 家族・家庭生活

第5学年及び第6学年	第7学年，第8学年及び第9学年
次の(1)から(4)までの項目について，課題をもって，家族や地域の人々と協力し，よりよい家庭生活に向けて考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けられるよう指導する。	次の(1)から(4)までの項目について，課題をもって，家族や地域の人々と協力・協働し，よりよい家庭生活に向けて考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(1) 自分の成長と家族・家庭生活 ア 自分の成長を自覚し，家庭生活と家族の大切さや家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付くこと。	(1) 自分の成長と家族・家庭生活 ア 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり，家族・家庭の基本的な機能について理解するとともに，家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があることに気付くこと。
(2) 家庭生活と仕事 ア 家庭には，家庭生活を支える仕事があり，互いに協力し分担する必要があることや生活時間の有効な使い方について理解すること。 イ 家庭の仕事の計画を考え，工夫すること。	(2) 幼児の生活と家族 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 幼児の発達と生活の特徴が分かり，子供が育つ環境としての家族の役割について理解すること。 (イ) 幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解すること。 イ 幼児とのよりよい関わり方について考え，工夫すること。
(3) 家族や地域の人々との関わり ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 家族との触れ合いや団らんの大切さについて理解すること。 (イ) 家庭生活は地域の人々との関わりで成り立っていることが分かり，地域の人々との協力が大切であることを理解すること。 イ 家族や地域の人々とのよりよい関わりについて考え，工夫すること。	(3) 家族・家庭や地域との関わり ア 次のような知識を身に付けること (ア) 家族の互いの立場や役割が分かり，協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること。 (イ) 家庭生活は地域との相互の関わりで成り立っていることが分かり，高齢者など地域の人々と協働する必要があることや介護など高齢者との関わり方について理解すること。 イ 家族関係をよりよくする方法及び高齢者など地域の人々と関わり，協働する方法について考え，工夫すること。
(4) 家族・家庭生活についての課題と実践 ア 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し，よりよい生活を考え，計画を立てて実践できること。	(4) 家族・家庭生活についての課題と実践 ア 家族，幼児の生活又は地域の生活の中から問題を見いだして課題を設定し，その解決に向けてよりよい生活を考え，計画を立てて実践できること。

B 衣食住の生活

第5学年及び第6学年

次の(1)から(6)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食事の役割

- ア 食事の役割がわかり、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解すること。
- イ 楽しく食べるために日常の食事の仕方を考え、工夫すること。

(2) 調理の基礎

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること
- (ア) 調理に必要な材料の分量や手順がわかり、調理計画について理解すること。
- (イ) 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加熱用調理器具の安全な取扱いについて理解し、適切に使用できること。
- (ウ) 材料に応じた洗い方、調理に適した切り方、味の付け方、盛り付け、配膳及び後片付けを理解し、適切にできること。
- (エ) 材料に適したゆで方、いため方を理解し、適切にできること。
- (オ) 伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること。
- イ おいしく食べるために調理計画を考え、調理の仕方を工夫すること。

(3) 栄養を考えた食事

- ア 次のような知識を身に付けること。
- (ア) 体に必要な栄養素の種類と主な働きについて理解すること。
- (イ) 食品の栄養的特徴がわかり、料理や食品を組み合わせるとる必要があることを理解すること。
- (ウ) 献立を構成する要素がわかり、1食分の献立作成の方法について理解すること。
- イ 1食分の献立について栄養のバランスを考え、工夫すること。

(4) 衣服の着用と手入れ

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 衣服の主な働きがわかり、季節や状況に応じた日常着の快適な着方について理解すること。
- (イ) 日常着の手入れが必要であることや、ボタンの付け方及び洗濯の仕方を理解し、適切にできること。
- イ 日常着の快適な着方や手入れの仕方を考え、工夫すること。

(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 制作に必要な材料や手順がわかり、製作計画について理解すること。
- (イ) 手縫いやミシン縫いによる目的に応じた縫い方及び用具の安全な取扱いについて理解し、適切にできること。
- イ 生活を豊かにするために布を用いた物の制作計画を考え、製作を工夫すること。

(6) 快適な住まい方

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 住まいの主な働きがわかり、季節の変化に合わせた生活の大切さや住まい方について理解すること。
- (イ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にできること。
- イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。

第7学年，第8学年及び第9学年

次の(1)から(7)までの項目について，課題をもって，健康・快適・安全で豊かな食生活，衣生活，住生活に向けて考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 生活の中で食事が果たす役割について理解すること。

(イ) 中学生に必要な栄養の特徴が分かり，健康によい食習慣について理解すること。

イ 健康によい食習慣について考え，工夫すること。

(2) 中学生に必要な栄養を満たす食事

ア 次のような知識を身に付けること

(ア) 栄養素の種類と働きが分かり，食品の栄養的な特質について理解すること。

(イ) 中学生の1日に必要な食品の種類と概量が分かり，1日分の献立作成の方法について理解すること。

イ 中学生の1日分の献立について考え，工夫すること。

(3) 日常食の調理と地域の食文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 日常生活と関連付け，用途に応じた食品の選択について理解し，適切にできること。

(イ) 食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理について理解し，適切にできること。

(ウ) 材料に適した加熱調理の仕方について理解し，基礎的な日常食の調理が適切にできること。

(エ) 地域の食文化について理解し，地域の食材を用いた和食の調理が適切にできること。

イ 日常の1食分の調理について，食品の選択や調理の仕方，調理計画を考え，工夫すること。

(4) 衣服の選択と手入れ

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 衣服と社会生活の関わりが分かり，目的に応じた着用，個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。

(イ) 衣服の計画的な活用の必要性，衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて理解し，適切にできること。

イ 衣服の選択，材料や状態に応じた日常着の手入れの仕方を考え，工夫すること。

(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作

ア 製作する物に適した材料や縫い方について理解し，用具を安全に取り扱い，製作が適切にできること。

イ 資源や環境に配慮し，生活を豊かにするために布を用いた物の製作計画を考え，製作を工夫すること。

(6) 住居の機能と安全な住まい方

ア 次のような知識を身に付けること

(ア) 家族の生活と住空間との関わりが分かり，住居の基本的な機能について理解すること。

(イ) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。

イ 家族の安全を考えた住空間の整え方について考え，工夫すること。

(7) 衣食住の生活についての課題と実践

ア 食生活，衣生活，住生活の中から問題を見いだして課題を設定し，その解決に向けてよりよい生活を考え，計画を立てて実践できること。

C 消費生活・環境

第5学年及び第6学年	第7学年，第8学年及び第9学年
次の(1)及び(2)の項目について，課題をもって，持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活と環境を考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。	次の(1)から(3)までの項目について，課題をもって，持続可能な社会の構築に向けて考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(1) 物や金銭の使い方と買物 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり，物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。 (イ) 身近な物の選び方，買い方を理解し，購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。 イ 購入に必要な情報を活用し，身近な物の選び方，買い方を考え，工夫すること。	(1) 金銭の管理と購入 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり，計画的な金銭管理の必要性について理解すること。 (イ) 売買契約の仕組み，消費者被害の背景とその対応について理解し，物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。 イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，工夫すること。
(2) 環境に配慮した生活 ア 自分生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。 イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え，工夫すること。	(2) 消費者の権利と責任 ア 消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。 イ 身近な消費生活について，自立した消費者としての責任ある消費行動を考え，工夫すること。
	(3) 消費生活・環境についての課題と実践 ア 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し，その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え，計画を立てて実践できること。

3 内容の取扱い

第5学年及び第6学年

(1) 内容の「A家族・家庭生活」については、次のとおり取り扱うこと。

ア (1) のアについては、AからCまでの各内容の学習と関連を図り、日常生活における様々な問題について、家族や地域の人々との協力、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること。

イ (2) のイについては、内容の「B衣食住の生活」と関連を図り、衣食住に関わる仕事を具体的に実践できるよう配慮すること。

ウ (3) については、幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々との関わりについても扱うこと。また、イについては、他教科等における学習との関連を図るよう配慮すること。

(2) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うこと。

ア 日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化に気付くことができるよう配慮すること。

イ (2) のアの(エ)については、ゆでる材料として青菜やじゃがいもなどを扱うこと。(オ)については、和食の基本となるだしの役割についても触れること。

ウ (3) のアの(ア)については、五大栄養素と食品の体内での主な働きを中心に扱うこと。(ウ)については、献立を構成する要素として主食、主菜、副菜について扱うこと。

エ 食に関する指導については、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。また、第4学年までの食に関する学習との関連を図ること。

オ (5) については、日常生活で使用する物を入れる袋などの製作を扱うこと。

カ (6) のアの(ア)については、主として暑さ・寒さ、通風・換気、採光、及び音を取り上げること。暑さ・寒さについては、(4) のアの(ア)の日常着の快適な着方と関連を図ること。

(3) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うこと。

ア (1) については、内容の「A家族・家庭生活」の(3)、「B衣食住の生活」の(2)、(5)及び(6)で扱う用具や実習材料などの身近な物を取り上げること。

イ (1) のアの(ア)については、売買契約の基礎について触れること。

ウ (2) については、内容の「B衣食住の生活」との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。

第7学年，第8学年及び第9学年

- (1) 各内容については，生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な活動を充実すること。
- (2) 内容の「A家族・家庭生活」については，次のとおり取り扱うものとする。
- ア (1) のアについては，家族・家庭の基本的な機能がAからCまでの各内容に関わっていることや，家族・家庭や地域における様々な問題について，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承，持続可能な社会の構築等を視点として考え，解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること。
- イ (1)，(2) 及び(3) については，相互に関連を図り，実習や観察，ロールプレイングなどの学習活動を中心とするよう留意すること。
- ウ (2) については，幼稚園，保育所，認定こども園などの幼児の観察や幼児との触れ合いができるよう留意すること。アの(ア)については，幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。
- エ (3) のアの(イ)については，高齢者の身体の特徴についても触れること。また，高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう留意すること。イについては，地域の活動や行事などを取り上げたり，他教科等における学習との関連を図ったりするよう配慮すること。
- (3) 内容の「B衣食住の生活」については，次のとおり取り扱うものとする。
- ア 日本の伝統的な生活についても扱い，生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。
- イ (1) のアの(ア)については，食事を共にする意義や食文化を継承することについても扱うこと。
- ウ (2) のアの(ア)については，水の働きや食物繊維についても触れること。
- エ (3) のアの(ア)については，主として調理実習で用いる生鮮食品と加工食品の表示を扱うこと。(ウ)については，煮る，焼く，蒸す等を扱うこと。また，魚，肉，野菜を中心として扱い，基礎的な題材を取り上げること。(エ)については，だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること。また，地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。
- オ 食に関する指導については，技術・家庭科の特質に応じて，食育の充実に資するよう配慮すること。
- カ (4) のアの(ア)については，日本の伝統的な衣服である和服について触れること。また，和服の基本的な着装を扱うこともできること。さらに，既製服の表示と選択に当たっての留意事項を扱うこと。(イ)については，日常着の手入れは主として洗濯と補修を扱うこと。
- キ (5) のアについては，衣服等の再利用の方法についても触れること。
- ク (6) のアについては，簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また，ア及びイについては，内容の「A家族・家庭生活」の(2) 及び(3) との関連を図ること。さらに，アの(イ) 及びイについては，自然災害に備えた住空間の整え方についても扱うこと。
- (4) 内容の「C消費生活・環境」については，次のとおり取り扱うものとする。
- ア (1) 及び(2) については，内容の「A家族・家庭生活」又は「B衣食住の生活」の学習との関連を図り，実践的に学習できるようにすること。
- イ (1) については，中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。アの(ア) については，クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。

〔技術分野〕

1 目 標

第7学年，第8学年及び第9学年	
	技術の見方・考え方を働かせ，ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して，技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識及び技能	(1) 生活や社会で利用されている材料，加工，生物生成，エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付け，技術と生活や社会，環境との関わりについて理解を深める。
思考力，判断力，表現力等	(2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，製作図等に表現し，試作等を通じて具体化し，実践を評価・改善するなど，課題を解決する力を養う。
学びに向かう力・人間性等	(3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて，適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

2 内容

A 材料と加工の技術	B 生物育成の技術
<p>(1) 生活や社会を支える材料と加工の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 材料や加工の特性等の原理・法則と、材料の製造・加工方法等の基礎的な技術の仕組みについて理解すること。</p> <p>イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。</p>	<p>(1) 生活や社会を支える生物育成の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 育成する生物の成長、生態の特性等の原理・法則と、育成環境の調節方法等の基礎的な技術の仕組みについて理解すること。</p> <p>イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。</p>
<p>(2) 生活や社会における問題を、材料と加工の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 製作に必要な図をかき、安全・適切な製作や検査・点検等ができること。</p> <p>イ 問題を見いだして課題を設定し、材料の選択や成形の方法等を構想して設計を具体化するとともに、製作の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。</p>	<p>(2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。</p> <p>イ 問題を見いだして課題を設定し、育成環境の調節方法を構想して育成計画を立てるとともに、栽培又は飼育の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。</p>
<p>(3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p>	<p>(3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p>

C エネルギー変換の技術	D 情報の技術
<p>(1) 生活や社会を支えるエネルギー変換の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 電気，運動，熱の特性等の原理・法則と，エネルギーの変換や伝達等に関わる基礎的な技術の仕組み及び保守点検の必要性について理解すること。</p> <p>イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。</p>	<p>(1) 生活や社会を支える情報の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 情報の表現，記録，計算，通信の特性等の原理・法則と，情報のデジタル化や処理の自動化，システム化，情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。</p> <p>イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。</p>
<p>(2) 生活や社会における問題を，エネルギー変換の技術によって解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 安全・適切な製作，実装，点検及び調整等ができること。</p> <p>イ 問題を見いだして課題を設定し，電気回路又は力学的な機構等を構想して設計を具体化するとともに，製作の過程や結果の評価，改善及び修正について考えること。</p>	<p>(2) 生活や社会における問題を，ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 情報・通信ネットワークの構成と，情報を利用するための基本的な仕組みを理解し，安全・適切なプログラミングの制作，動作の確認及びデバッグ等ができること。</p> <p>イ 問題を見いだして課題を設定し，使用するメディアを複合する方法とその効果的な利用方法等を構想して情報処理の手順を具体化するとともに，製作の過程や結果の評価，改善及び修正について考えること。</p>
<p>(3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会，環境との関わりを踏まえて，技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し，適切な選択と管理・運用の在り方や，新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p>	<p>(3) 生活や社会における問題を，計測・制御のプログラミングによって解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 計測・制御のシステムの仕組みを理解し，安全・適切なプログラムの制作，動作の確認及びデバッグ等ができること。</p> <p>イ 問題を見いだして課題を設定し，入出力されるデータの流れを元に計測・制御システムを構想して情報処理の手順を具体化するとともに，製作の過程や結果の評価，改善及び修正について考えること。</p>
	<p>(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して，次の事項を身に付けることができるように指導する。</p> <p>ア 生活や社会，環境との関わりを踏まえて，技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し，適切な選択と管理・運用の在り方や，新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p>

国語

社会

算数
数学

理科

生活

音楽

美術
図画
工作技術
家庭
家庭体育
保健
体育

英語

3 内容の取扱い

第7学年，第8学年及び第9学年

- (1) 内容の「A材料と加工の技術」については，次のとおり取り扱うものとする。
- ア (1)については，我が国の伝統的な技術についても扱い，緻密なものづくりの技などが我が国の伝統や文化を支えてきたことに気付かせること。
- イ (2)の製作に必要な図については，主として等角図及び第三角法による図法を扱うこと。
- (2) 内容の「B生物育成の技術」については，次のとおり取り扱うものとする。
- ア (1)については，作物の栽培，動物の飼育及び水産生物の栽培のいずれも扱うこと。
- イ (2)については，地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないよう留意するとともに，薬品を使用する場合には，使用上の基準及び注意事項を遵守させること。
- (3) 内容の「Cエネルギー変換の技術」の(1)については，電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する製品やシステムの安全な使用についても扱うものとする。
- (4) 内容の「D情報の技術」については，次のとおり取り扱うものとする。
- ア (1)については，情報のデジタル化の方法と情報の量，著作権を含めた知的財産権，発信した情報に対する責任，及び社会におけるサイバーセキュリティが重要であることについても扱うこと。
- イ (2)については，コンテンツに用いる各種メディアの基本的な特徴や，個人情報の保護の必要性についても扱うこと。
- (5) 各内容における(1)については，次のとおり取り扱うものとする。
- ア アで取り上げる原理や法則に関しては，関係する教科との連携を図ること。
- イ イでは，社会からの要求，安全性，環境負荷や経済性などに着目し，技術が最適化されてきたことに気付かせること。
- ウ 第7学年の最初に扱う内容では，3年間の技術分野の学習の見通しを立てさせるために，内容の「A材料と加工の技術」から「D情報の技術」までに示す技術について触れること。
- (6) 各内容における(2)及び内容の「D情報の技術」の(3)については，次のとおり取り扱うものとする。
- ア イでは，各内容の(1)のイで気付かせた見方・考え方により問題を見いだして課題を設定し，自分なりの解決策を構想させること。
- イ 知的財産を創造，保護及び活用しようとする態度，技術に関わる倫理観，並びに他者と協働して粘り強く物事を前に進める態度を養うことを目指すこと。
- ウ 第9学年で取り上げる内容では，これまでの学習を踏まえた統合的な問題について扱うこと。
- エ 製作・制作・育成場面で使用する工具・機器や材料等については，図画工作科等の学習経験を踏まえるとともに，安全や健康に十分に配慮して選択すること。
- (7) 内容の「A材料と加工の技術」，「B生物育成の技術」，「Cエネルギー変換の技術」の(3)及び内容の「D情報の技術」の(4)については，技術が生活の向上や産業の継承と発展，資源やエネルギーの有効利用，自然環境の保全等に貢献していることについても扱うものとする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

〔第5学年及び第6学年〕

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに、日常生活の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図ること。
- (2) 第2の内容の「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については、児童や学校、地域の実態等に応じて各学校において適切に定めること。その際、「A家族・家庭生活」の(1)のアについては、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるために、第5学年の最初に履修させるとともに、「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の学習と関連させるようにすること。
- (3) 第2の内容の「A家族・家庭生活」の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること。その際、「A家族・家庭生活」の(2)又は(3)、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」で学習した内容との関連を図り、課題を設定できるようにすること。
- (4) 第2の内容の「B衣食住の生活」の(2)及び(5)については、学習の効果を高めるため、2学年間にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるように計画すること。
- (5) 題材の構成に当たっては、児童や学校、地域の実態を的確に捉えるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、中学校・義務教育学校（後期課程）の学習を見据え、系統的に指導ができるようにすること。
- (6) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、市民科などとの関連を考慮しながら、第3章市民科の第2に示す内容について、家庭／技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導に当たっては、衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。
- (2) 指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。
- (3) 生活の自立の基礎を培う基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために、調理や製作等の手順等の根拠について考えたり、実践する喜びを味わったりするなどの実践的・体験的な活動を充実すること。

- (4) 学習内容の定着を図り，一人一人の個性を生かし伸ばすよう，児童の特性や生活体験などを把握し，技能の習得状況に応じた少人数指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。
- (5) 家庭や地域との連携を図り，児童が身に付けた知識及び技能などを日常生活に活用できるよう配慮すること。

3 実習の指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，熱源や用具，機械などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底すること。
- (2) 服装を整え，衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行うこと。
- (3) 調理に用いる食品については，生の魚や肉は扱わないなど，安全・衛生に留意すること。また，食物アレルギーについても配慮すること。

〔第7学年から第9学年まで〕

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。

その際，生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ，知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに，生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し，実践を評価・改善して，新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実に努めること。

- (2) 技術分野及び家庭分野の授業時数については，3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき，いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること。その際，各学年において，技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。

家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(4)，「B衣食住の生活」の(7)及び「C消費生活・環境」の(3)については，これら三項目のうち，一以上を選択し履修させること。その際，他の内容と関連を図り，実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮すること。

- (3) 技術分野の内容の「A材料と加工の技術」から「D情報の技術」まで，及び家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については，生徒や学校，地域の実態等に応じて，各学校において適切に定めること。その際，家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(1)については，第5学年及び第6学年の家庭科の学習を踏まえ，中学校・義務教育学校（後期課程）における学習の見通しを立てさせるために，第7学年の最初に履修させること。

- (4) 各項目及び各項目に示す事項については，相互に有機的な関連を図り，総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。その際，生徒や学校，地域の実態を的確に捉え，指導の効果を高めるようにすること。また，小学校における学習を踏まえるとともに，高等学校における学習を見据え，他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に指導ができるようにすること。さらに，持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との連携も図ること。

- (5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、市民科などとの関連を考慮しながら、第3章市民科の第2に示す内容について、家庭／技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導に当たっては、衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。
- (2) 指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。
- (3) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動を充実すること。また、生徒のキャリア発達を踏まえて学習内容と将来の職業の選択や生き方との関わりについても扱うこと。
- (4) 資質・能力の育成を図り、一人一人の個性を生かし伸ばすよう、生徒の興味・関心を踏まえた学習課題の設定、技能の習得状況に応じた少人数指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。
- (5) 生徒が、学習した知識及び技能を生活に活用したり、生活や社会の変化に対応したりすることができるよう、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮すること。

3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

その際、技術分野においては、正しい機器の操作や作業環境の整備等について指導するとともに、適切な服装や防護眼鏡・防塵マスク^{じん}の着用、作業後の手洗いの実施等による安全の確保に努めることとする。

家庭分野においては、幼児や高齢者と関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意するものとする。また、調理実習については、食物アレルギーにも配慮するものとする。